

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	栗真町屋地区 (町屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は畑地が中心であり、認定農業者2者が営農しているが、ほとんどが個人耕作者が管理している状況である。また、個人が管理している畑地の一部では、管理が行き届かず遊休化しているものも見られる。一方で、当地区では、地域住民が組織した協議会にて畑地の圃場整備の実施に向けた検討がなされていることから、圃場整備事業の進捗に応じて、地域計画も見直しが必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備実施後においては、複数の担い手により大規模区画を有効に活用し、ネギを中心とした野菜の生産を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
圃場整備事業の計画に沿った、担い手への農地の集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構(農地バンク)を通じて担い手への貸付けを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
国の農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した畑地の圃場整備事業の実施を検討している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内では認定農業者2名が耕作をしているが、地区外からも畑地の担い手を誘致し、大規模な畑作の担い手を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が見込める作業がある場合は、農協等の農作業支援サービスの活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①荒廃化した農地があるため、鳥獣被害が多発している。圃場整備事業とともに被害防止対策も併せて検討する。
 ③野菜の生産に係る作業負担が軽減されるよう、作業の機械化を進める。
 ⑧現状で農業生産ハウス等の農業用施設用地として利用している土地は、今後も農業用施設用地として利用を継続する。